
協会ニュース

No. 21

平成25年10月1日

(一社)山口県LPガス協会
山口市中央4丁目5-16
TEL (083) 925-6361
FAX (083) 923-8366
Eメールアドレス
yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

— 目 次 —

- ・「山口県における地域見守り活動に関する協定」の締結について…………… 1
- ・中核充てん所の選定について…………… 4
- ・平成24年度「安全機器普及状況等」調査報告書の集計結果について…………… 5
- ・市町別LPガス消費者世帯数の調査結果について…………… 6
- ・山口県LPガスお客様相談所の相談事例について…………… 8
- ・LPガス安全安心運動の推進について（お願い）…………… 10
- ・水道工事におけるLPガス管損傷事故の防止について…………… 13
- ・2013やまぐち住宅フェアについて…………… 16
- ・会員名簿の変更について…………… 17

10月10日はLPガスの日・LPG車の日

「山口県における地域見守り活動に関する協定」の締結について

県協会は8月22日、山口県庁で県と見守り活動に関する協定を締結しました。中野会長が、日本郵便(株)中国支社、中国電力(株)山口支社、(公財)日本新聞販売協会山口県支部及び山口合同ガス(株)の代表とともに協定書に署名しました。

中山間地域を中心に、高齢者や障害者など要支援者に対する地域の見守り活動の担い手不足が大きな課題になっている中、配達や検針などを通じて地域の住民と密接なかかわりをもつ生活関連事業者と県が連携し、見守りネットワークを構築することで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようになることを目的としています。

なお、この協定をもとに、今後、各市町と事業者(地域営業所、支部等)が個別に協議し、各地域の実情に応じた活動内容(見守り活動の範囲、緊急時の連絡体制等)について定めることとなるものです。



山口県における地域見守り活動に関する協定書

地域における見守り活動について、山口県（以下「甲」という。）と一般社団法人山口県LPガス協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者や障害者等支援が必要な者（以下「要援護者」という。）等に対する市町の見守り活動を円滑に実施するために、必要となる基本的事項について定めることを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、県内の市町及び関係機関に対して、この協定の趣旨の周知を図るとともに、各地域における見守り活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は、乙の会員（以下「会員」という。）に対して、会員の日常業務に支障のない範囲で協力が得られるよう、この協定の趣旨を周知するなど適切に情報の提供に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、協定の実施にあたり知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

（免責事項）

第5条 乙は、要援護者等への見守り活動の協力に関して、甲及び第三者に対して責任を負わないものとする。

（相互連携）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等、相互の連携に努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 8月22日

甲 山口県

山口県知事



乙 一般社団法人山口県LPガス協会
会長



山口県における地域見守り活動に関する協定について

平成 25 年 9 月

山口県健康福祉部厚政課

1 趣 旨

中山間地域を中心に、高齢者や障害者等の支援が必要な方に対する地域の見守り活動の担い手不足が大きな課題となる中で、配達や検針などを通じて、地域住民の方々と密接な関わりを持つ生活関連事業者の方々と連携した見守りネットワークを構築するため、県と生活関連事業者の方々との間で、地域の見守り活動に係る包括的な協定を締結する。

2 内 容

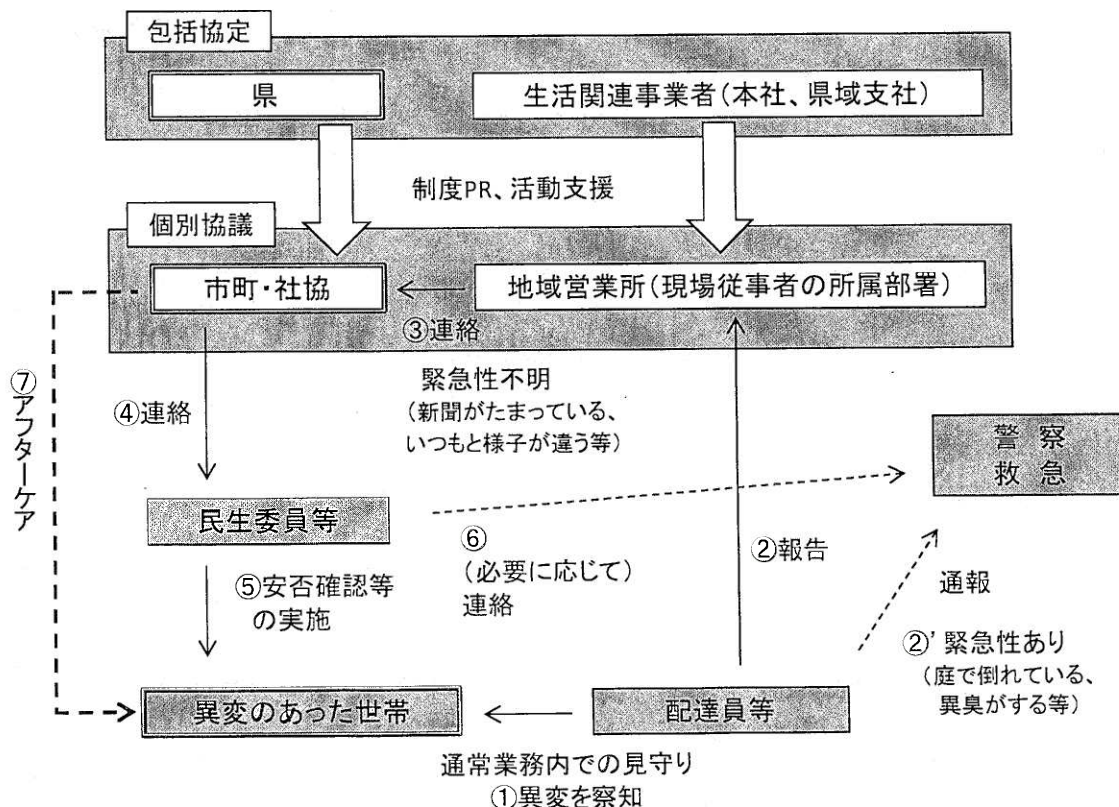
- i 県と全県域を統括する生活関連事業者（新聞、電気、ガス、郵便等）が県全域の見守り活動に関する包括協定を締結
- ii 包括協定を基に、各地域の実情に応じた活動内容について、各市町と生活関連事業者（地域営業所）が個別協議

（包括協定）・・・県と事業者は、各市町において地域営業所等の見守り活動が円滑に行われるよう支援することを定める。

（個別協議）・・・各市町と地域営業所は、各地域の実情に応じた、見守り活動の範囲や緊急時の連絡体制等を定める。

（基本的に、事業者は通常業務の範囲内での活動）

【イメージ図】



LPガス中核充てん所の選定について

東日本大震災の発生時、停電等で多くのLPガス充てん所が稼働停止に追い込まれたことによりLPガスの安定的な供給に支障が生じたことを踏まえ、大規模災害発生時等においてLPガスの安定供給を図るための体制を構築するため、LPガス充てん所のうち中核的な施設を「中核充てん所」とし、当該充てん所が単独でも安定的なLPガスの供給が維持されるよう、LPガス充てん所に自家発電設備、LPG車、衛星通信設備等の導入し、災害対応能力を強化する取組（災害時対応型石油ガス中核充てん所整備事業）に対して補助が行われます。

平成23年度には東日本大震災で被災した東北6県を対象に39ヶ所、平成24年度には大規模地震が想定される首都圏、東海、東南海地域を対象に74ヶ所を選定し、整備を実施しています。平成25年度は残りの33県の地域を対象に目安として計260ヶ所を整備する計画になっていましたが、本県は予定数（8ヶ所）を上回る10LPガス充てん所が整備事業の申請を行い、いずれも選定されています。

なお、選定された事業所は、①伊藤忠エネクスホームライフ西日本岩国ガスセンター、②ヤマサンガス宇部ターミナル、③ヤマサンガス山口ガスターミナル、④エネックス宇部充てん所、⑤ホームエネルギー山陽山口センター、⑥小野田液化石油ガス協同組合、⑦三友新田分室、⑧西日本液化ガス萩支店、⑨高山石油ガス、⑩興亜ガス開発岩国工場です。

【参 考】

1 中核充てん所の整備状況

- ・平成23年度：東北6県（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
- ・平成24年度：被災隣県（北海道、茨城）及び三連動地震により多大な被害が予想される地域（静岡、愛知、三重、和歌山、高知、徳島）
- ・平成25年度：未整備の33都府県

2 中国地域の状況（平成25年9月末現在）

県名	平成25年度予定数	選定数
鳥取県	5事業所	2事業所
島根県	6事業所	2事業所
岡山県	10事業所	11事業所
広島県	11事業所	3事業所
山口県	8事業所	10事業所
全国	260事業所	217事業所

平成24年度「安全機器普及状況等」調査報告書の集計結果について

1 燃焼器具等未交換数

		24年3月末①	25年3月末②	増減(②-①)
湯沸器	開放式	269台	136台	△ 133台
	CF式	41台	33台	△ 8台
	FE式	205台	169台	△ 36台
	計	515台	338台	△ 177台
風呂釜	CF式	202台	139台	△ 63台
	FE式	22台	4台	△ 18台
	計	224台	143台	△ 81台
合計		739台	481台	△ 258台

前年度末に比べて大幅に減少していますが、一酸化炭素中毒事故を発生させないためにも、引き続き、お客様に対して交換の要請についてよろしくお願いいたします。

2 安全機器普及状況等

(1) マイコンメーター等

消費者戸数 ①	設置済戸数 ②	設置率 ②/①	②のうち期限切れ戸数 ③	期限切れ率 ③/②
346,592	346,532	99.98%	9	0.00%

期限切れ率は、全国的には前年度の0.3%から0.2%低下しており、また、本県は秋田県、鳥取県、佐賀県及び大分県(0件)とともにほぼゼロとなっています。

(2) ヒューズガス栓等

消費者戸数 ①	設置不要戸数 ②	設置済戸数 ③	設置率 ③/①-②
346,592	25,381	320,066	99.64%

本県の設置率は、全国第6位となっています。

(2) ガス漏れ警報器

消費者戸数 ①	設置不要戸数 ②	設置済戸数 ③	設置率 ③/①-②	5年経過した戸数 ④
346,592	46,373	272,889	90.90%	12,006
5年経過率 ④/③	実質設置率 ③-④/①-②			
4.40%	86.90%			

本県は、設置率では全国第10位ですが、5年経過した戸数を除いた実質設置率では全国第3位となっています。

市町別LPガス消費者世帯数の調査結果について

皆様にお願ひしました県内の市町別LPガス消費者戸数の調査結果をとりまとめましたのでお知らせします。

市町世帯数及びLPガス世帯数等について

平成25年9月作成

	市町名	人口総数(人)	世帯数(B)	LPガス世帯数(A)	A/B (%)
1	下関市	274,167	118,377	42,516	35.9
2	宇部市	171,577	73,184	47,376	64.7
3	山口市	194,550	81,670	46,082	56.4
4	萩市	51,190	21,898	19,863	90.7
5	防府市	115,593	47,616	21,254	44.6
6	下松市	55,027	23,027	11,872	51.6
7	岩国市	140,022	59,132	46,734	79.0
8	光市	52,023	20,990	15,566	74.2
9	長門市	36,583	14,975	13,649	91.1
10	柳井市	33,715	14,438	11,647	80.7
11	美祢市	27,331	10,372	8,523	82.2
12	周南市	146,921	62,032	27,137	43.7
13	山陽小野田市	63,513	25,753	13,740	53.4
14	周防大島町	17,980	8,465	8,187	96.7
15	和木町	6,285	2,619	1,281	48.9
16	上関町	3,077	1,572	916	58.3
17	田布施町	15,638	6,137	4,655	75.9
18	平生町	13,236	5,141	3,904	75.9
19	阿武町	3,582	1,547	1,402	90.6
計		1,422,010	598,945	346,304	57.8

注) 1 人口総数及び世帯数は、山口県統計分析課による平成25年4月1日現在のものです。

2 LPガス世帯数は、山口県LPガス協会が調査した平成25年4月1日現在のものです。

市町別消費者世帯数

平成25年4月1日現在

市町名	業務用施設 (共同住宅及び一般住宅以外) (戸)	共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの) (戸)	一般住宅 (戸)	合計 (戸)
下関市	2,543	10,975	28,998	42,516
宇部市	2,262	16,983	28,131	47,376
山口市	2,483	18,468	25,131	46,082
萩市	1,091	3,452	15,320	19,863
防府市	889	5,876	14,489	21,254
下松市	569	3,367	7,936	11,872
岩国市	1,967	13,683	31,084	46,734
光市	719	3,642	11,205	15,566
長門市	855	2,236	10,558	13,649
柳井市	750	2,541	8,356	11,647
美祢市	1,079	941	6,503	8,523
周南市	1,268	6,894	18,975	27,137
山陽小野田市	725	2,839	10,176	13,740
周防大島町	215	368	7,604	8,187
和木町	42	440	799	1,281
上関町	23	24	869	916
田布施町	195	751	3,709	4,655
平生町	160	562	3,182	3,904
阿武町	44	38	1,320	1,402
計	17,879	94,080	234,345	346,304

山口県LPGガスお客様相談所の相談事例について —平成25年度上半期の相談事例から—

- 山口市から宇部市に引っ越す予定。都市ガスからLPGガスに変わるが、ガス代はどのくらいかかるか。
- 広島から引っ越してきたが、ガス代が高い。山口県の平均はどれくらいか。
- ガス代が高すぎる気がする。今月の県平均価格を教えてください。
- 使用量8.2m³で請求額7,323円は不当価格ではないか。
- 使用量5m³で5,850円と友人のガス料金（5m³で2,397円）の倍以上で納得いかない。不適切な料金設定なら戻して欲しい。
- カセットコンロ用のボンベの処分方法について教えてください。
- 柳井・熊毛地域の料金について教えてください。
一戸建てに住んでいるが、ガス設備の所有関係はどのようになっているか。
- プロパンガスの販売店を教えてください。
- 使用量17.1m³で11,904円である。この価格が適正なものか知りたい。
- 従量料金より基本料金が高いので、自分でLPGガス容器を取り付けて使うことを考えているがどうか。
- 家を新築し、ガス設備（給湯器等）は工務店が付けることになっていたが、販売店からガス設備は販売店が貸与し、10年間ガスを使用したら自分のものになるといわれた。本当か。
- アパートから一戸建てに引っ越した際に、同一の販売店から保証金（1万円）を求められた。保証金は法律で決まっているものか、また、協会で指導しているものか。
- 屋外に設置している湯沸器の交換を考えている。工事を知り合いに任すことを販売店に話したところ、奥歯にものが挟まったような口ぶりであった。不安を感じたので相談した。

- 店舗でガスボンベを使いたいが、一番小さいものでどのくらいするのか。
- ガス代が2.2m³使用で3,885円。ネットで調べた山口県の平均価格の倍以上である。適正価格にしたいが、どうしたらよいか。
- ガスの供給を受けていた販売店が廃止なり、引き継いだ販売店から執拗に勧誘される。他の販売店からLPガスをとることができるか。
- 今月は5m³使用で5千円、先月は6m³使用で5,703円であった。例えプロパンガスといえども高すぎるのではないか。
- 空き家になっているバルク貯槽の撤去を販売店に要求したら法外な撤去費用を要求された。対処方法を教えて欲しい。また、協会で調整等を行えないか。
- 宇部市内のアパートに住んでいるが、8m³使用で7,500円と高い。冬には25,000円になることもある。何とか安くならないか。
- アパートで都市ガスからLPガスに燃料転換するためリフォーム契約を締結したが、契約内容に不明な点があるので対処方法について教えて欲しい。

LPガス安全安心向上運動の推進について(お願い)

— LPガス事故防止の徹底 —

(実施目標)

- 1 販売事業者に起因する事故を撲滅すること。
- 2 LPガス事故死者数をゼロにすること。
- 3 年間の事故発生件数を2件以下にすること。

(実施期間)

平成24年4月 ~ 平成27年3月 (3年間)

期限管理の徹底



保安業務の徹底



立入指導事項の

根絶



情報の共有
化



(取るべき対策(視点))

- 1 法令の遵守
- 2 モチベーションの向上
- 3 危機管理の徹底
- 4 その他、この運動にふさわしい対策

講習会の参
加



知識・ノウハウ
の伝承



5Sの推進



危険予知の徹底



指導者
の養成



お客様
支援の徹底



(支部活動)

①保安パトロールの実施

②研修会の実施

③指導者の養成

④表彰等の顕彰の取組

⑤防災訓練の実施等



平成25年液化石油ガス関係事故の発生状況一覧表 (1/2)

NO	月 日	発生場所	事 故 概 要
1	3月11日 9:45頃	宇部市東須恵 飲食店	<p>業務用厨房において、店主がスープの仕込みをしている際、5分前までに使用していたコンクリート釜戸の鋳物コンロに再点火しようとしたところ、炎が前面に噴き出した。そのときに、店主の顔が点火口に当たったために、顔に軽い火傷（目の下が赤くなる程度の火傷）を負った。</p> <p>事故原因は、何らかの要因で漏れたガスに引火したものと推察される。</p>
2	4月22日 13:27ころ	光市光井 共同住宅	<p>住宅の水道管から漏水があったので、大家に依頼された水道工事業者が、漏水箇所を工具で掘削したところ、埋設してあったLPガス供給管を損傷させた。</p> <p>LPガスが噴出したため、工事業者は直ちに容器元バルブを閉止し、ガスの漏洩を停止させた。</p> <p>この工事に関する水道工事業者の事前連絡はなかった。</p> <p>この事故の原因は、水道工事業者がLPガス管が付近に埋設してあることは把握していたが、掘削箇所とガス管の立ち上がり部が少し離れていたため、そのまま掘削を行ったことが原因であると考えられる。</p>
3	5月26～28日	長門市油谷 その他施設	<p>この2～3日の強風による建物の扉の状態について施設管理人が確認に行ったところ、この建物内のLPガス設備が紛失しており、併せてLPガス容器（50kg×2本）もなくなっていたことが判明したので、LPガス販売店へ通報した。</p>
4	8月14日 16:11頃	宇部市東須恵	<p>大家から依頼を受けたリフォーム（解体）業者が、空家を重機で解体中、メーター入口側埋設管の立ち上がり箇所を損傷させた。ガスが漏れ出したので、解体業者が直ちに容器元バルブを閉止させた。</p> <p>この空家は、4戸の集団供給方式のうちの1戸で、7月に空家の給湯器を撤去するよう大家から依頼があったので、LPガス販売店が撤去作業を行った。このとき、建物を解体するという話が、LPガス販売店にはなかったが、大家、リフォーム業者とも連絡済みとされていた。</p>

(参考) 過去3ヶ年のLPガス関係事故の発生状況(平成25年9月1日現在)

項目 \ 年	23	24	25
消費者ミスによる事故	2	1	1
漏えい事故等	2	3	2
CO中毒事故	0	0	0
事件(うち、盗難)	1	2	1
その他(不明)	1	0	0
合計	6	6	4

水道工事におけるLPガス管損傷事故の防止について

水道管工事におけるLPガス管損傷事故の度重なる発生を受け、次のとおり県が山口県管工事工業協同組合に対して再発防止を図るべく依頼を行っておりますのでお知らせします。

平25防災危機第620号
平成25年(2013年)7月26日

山口県管工事工業協同組合
理事長 田中 文雄 様

山口県総務部長



水道工事におけるLPガス管損傷事故の防止について (依頼)

LPガス保安行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、7月14日に下関市において、水道管改修工事に伴いLPガス配管を損傷させ、ガスが漏洩する事故が発生しました。県内では、4月22日にも同様の事故が発生しており、いずれも、LPガス販売事業者への連絡やLPガス配管の確認が行われず、工事が実施された結果、事故に至っています。

つきましては、貴組合員に対し、別添資料1の注意喚起を行い、このような水道工事におけるLPガス管損傷事故の再発防止を図っていただきますようお願いいたします。

※ 添付書類

- ・ 水道工事事業者の皆様へ：別添1
- ・ 水道工事における最近の事故事例：別添2

【 水道工事の際は、LPガス管にご注意ください！ 】

- 工事前には、LPガス販売事業者には、LPガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、工事の際にLPガス販売事業者には立会を求めること。

- LPガス販売事業者には照会して得られた情報は、現場の作業員全員に周知して適切な作業が行われるようにすること。

- LPガス管が埋設されている付近は、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。

- 工事の際、LPガス管及びLPガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、LPガス販売事業者には連絡すること。

- ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにLPガス販売事業者には連絡すること。

【お問合わせ先】

山口県 総務部 防災危機管理課
産業保安班 TEL 083-933-2374

県内での水道工事に伴うLPガス事故

発生年月日	市町村	現象	発生場所	発生機器	事故原因	事故概要
2010/12/6	山口市	漏えい	飲食店	埋設配管 (消費設備)	埋設配管 の損傷	水道設備工事業者が水道管修理工事のためハツリ機で床のハツリ作業を行っていたところ、誤って床下埋設の消費設備側のLPガス管を損傷させ、LPガスが漏えいした。 漏えいに気付いた消費者からLPガス販売業者に電話連絡が入り、LPガス販売業者から消費者にガスメーター入口の元栓の閉止と火気厳禁を指示があり、ガス漏えいは止まった。 翌々日にLPガス販売業者から県に報告があり、事故が判明した。
2013/4/22	光市	漏えい	共同住宅	埋設管	埋設供給 管の損傷	住宅の水道管から漏水があるので、住宅の大家から依頼を受けた水道工事業者が、漏水箇所調査のため削岩機で掘削(10cm程度)したところ、誤ってガスが噴出したため、工事業者が直ちに容器元弁を閉止し、漏えいを停止させ、販売店に連絡した。 販売店は現地で安全確認、消費者への周知を行い仮設配管で供給を開始。翌日、対策として埋設配管から露出配管に変更した。 水道工事業者は、ガス埋設管が近接していることは把握していたが、ガス管の立ち上がり部は少し離れていたため、掘削を行ったものと思われる。
2013/7/14	下関市	漏えい	食品加工場	露出配管	露出配管 の損傷	水道管の改修作業中に、水道工事業者が建物の内側から外側に向けて削孔したところ、建物の外側にあったLPガス管を損傷させ、ガスが漏洩した。安全装置により直ちにガス漏洩は停止した。 LPガス販売業者に事前連絡はなく、事故後に水道工事業者から連絡を受け、すぐに復旧工事を行った。

2013やまぐち住宅フェアについて

「2013やまぐち住宅フェア」が、「きらら物産フェア」及び「やまぐちいきいきエコフェア」との共催による「きらら産業交流フェア」として開催されます。

県協会も、住宅フェアに参加し、吉敷支部や青年部会等の協力を得て、最新のLPガス機器のPRやLPガスに関するアンケート調査を実施することとしています。

また、エコフェアにも参加し、LPG自動車（トヨタプリウス、日産フーガ）の展示（屋外）を行うこととしています。

ご来場の際は、当協会の展示ブース及びLPG車の展示コーナーに是非お立ち寄りください。

○開催日時

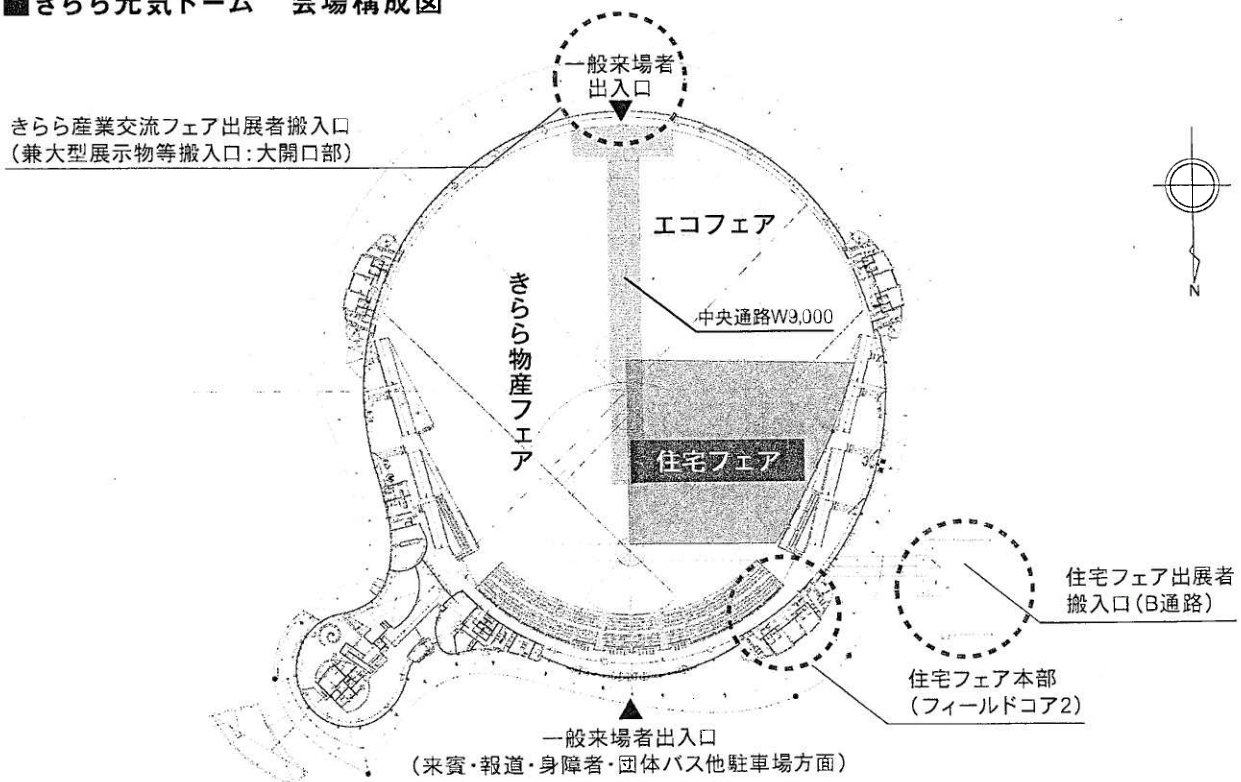
10月19日（土） 9：00～16：00

10月20日（日） 9：00～15：00

○開催場所

きらら元気ドーム（山口市阿知須 山口きらら博記念公園内）

■きらら元気ドーム 会場構成図



会員名簿の変更について（お知らせ）

会員名簿の掲載内容に変更がありましたので、次のとおりお知らせします。

（平成25年9月30日現在）

頁	事業所名	変更事項	変更内容
4	村橋商店プロパン部	廃止	削除
6	宇佐川石油店	代表者	宇佐川 章
7	山田日之出ガス(株)周東営業所	住所	〒742-0413 岩国市周東町上久原605-6
10	上関石油	廃止	削除
11	(株)三好	廃止	削除
18	山口中央農業組合	代表者	山下信雄
18	山口中央農業組合地福ガスセンター	代表者	山下信雄
20	亀井産業(株)	代表者	亀井和子
20	(株)マダ	住所	〒754-0031 山口市小郡新町1丁目17-12
24	山田日之出ガス(株)埴生営業所	廃止	削除
25	福岡商事(有)	廃止	削除
26	大下米穀店	TEL FAX	削除 削除
27	ENEOSグローブエナジー(株)下関中央営業所	廃止	削除
27	山田日之出ガス(株)下関支店	新設	〒752-0915 下関市王司本町3丁目2-7 TEL 083-249-3222 FAX 083-249-3366
29	(株)美祢ガスセンター秋芳支店	廃止	削除
32	ヤマサンガス(株)萩営業所	TEL FAX	0838-28-0222 0838-28-0223